

森林を取得した方は 届出が必要です

森林所有者となった方は、奥多摩町への届出が義務づけられています。

〔届出対象者〕個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

〔届出期間〕森林所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

〔届出必要書類〕届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。

添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利

を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※問い合わせは、観光産業課
☎ 83-2295

農林業等振興事業 補助の申請受付

〔対象事業〕農林水産業や観光業などの設備の近代化や振興に資する研究、調査および指導に関するもの。

〔対象者〕町内に居住する農林水産業および観光業の経営者など、もしくは新たに経営すると認められる者または団体。

〔補助金〕対象となる総事業費に補助率を乗じた額。
*補助率は書類審査により協議会で決定します。

〔受付期限〕5月31日（月）必着
〔申請方法〕観光産業課に提出（申請用紙があります）

※申し込み、問い合わせは、観光産業課
☎ 83-2295

令和3年度 固定資産価格の縦覧 固定資産課税台帳の縦覧 について

◎「固定資産価格の縦覧」今年度の土地・家屋の価格が自由にご覧になれます。

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができ

ます。
〔縦覧期間〕5月31日（月）まで（ただし、閉庁日を除く）
〔縦覧時間〕午前8時30分～午後5時15分

〔縦覧場所〕住民課窓口
〔縦覧できる方〕町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

◎「固定資産課税台帳の縦覧」

固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

〔閲覧場所〕住民課窓口
〔閲覧できる方と閲覧範囲〕
○固定資産税の納税義務者
本人が所有している固定資産

○借地・借家人の方
借地・借家対象の固定資産
〔縦覧や閲覧の申請に際して必要なもの〕

・本人の場合：運転免許証など本人確認のできるもの
・代理人の場合：委任状および代理人の本人確認のできるもの

*同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。
・借地・借家人の場合：賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの

※問い合わせは、住民課
☎ 83-2190

カット

奥多摩スポーツ賞 表彰について

奥多摩町のスポーツ振興と更なる推進を図るため、スポーツ大会において優秀な成績を収めた個人、団体の功績を称え表彰します。

〔対象者〕奥多摩町在住、在勤、在学のもの
◎優秀賞

・東京都大会で優勝した個人および団体
・関東大会で第3位までに入賞した個人および団体

・全国大会などに出場した個人および団体
◎奨励賞

・東京都大会で第3位までに入賞した個人および団体
・関東大会で第6位までに入賞した個人および団体
*優秀賞および奨励賞には、表彰状、記念品、報奨金を贈らせていただきます。

※問い合わせは、教育課

☎ 83-2246